

水保第649号
令和5年8月8日

日本製鉄株式会社
代表取締役社長 橋本英二様

千葉県知事 熊谷俊人

水質汚濁防止法の遵守の徹底について（勧告）

令和4年6月に貴社東日本製鉄所君津地区において着色水流出事案が発生し、その後もシアン流出事案や、水質測定結果の不適切な取扱い事案が発生するなど、立て続けに不適切な事案が発生しました。

このため、令和4年8月25日、貴社に対し、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により報告を求め、令和4年9月30日付けで貴社から各事案の原因分析や対策等に関する報告書の提出があったことを受け、立入検査及びヒアリングの実施並びに有識者からの意見聴取等を行い、「日本製鉄株式会社によるシアン流出事案等に係る報告等に対する評価書（令和5年8月）」（以下「評価書」という。）を取りまとめたところです。

その結果、別紙1のとおり、法に基づく届出が適切に行われていなかったこと、貴社が実施した水質測定結果において排水基準に適合していなかったこと、水質測定結果の記録・保存が適切に行われていなかったこと、事故時の措置が適切に講じられていなかったことを確認しました。

現在、これらの違反状態は解消されていますが、いずれの事項も法の規定に抵触するものであり、再三にわたり違反行為があったことは極めて遺憾であります。

ついては、今後、同法の遵守を徹底するため、既に貴社から報告のあった対策を確実に履行するとともに、評価書に記載した別紙2の対策を講ずるよう勧告します。

なお、対策の進捗状況に係る報告書を今後1年間、四半期ごとに提出してください（令和5年10月、令和6年1月、同年4月及び同年7月の末日まで）。

また、対策の進捗状況等について、ホームページ等を活用し、積極的に情報開示してください。

別紙1 違反の内容

1 変更届出義務違反（法第7条）

法に基づく変更届出をすることなく、仮設ポンプの設置による排水経路の変更や、シアン処理装置の設置を行っていた。（評価書 事案2）

2 貴社の水質測定における排水基準の超過（法第12条第1項）

- (1) 貴社による水質測定において、11・14排水口（シアン等）及び7排水口（シアン及び全窒素）で排水基準の超過があった。（評価書 事案1、2）
- (2) 過去の貴社による水質測定において、16排水口（シアン41回、全窒素190回）、その他の排水口（4カ所延べ8回（シアン等））で排水基準の超過があった。（評価書 事案3、4）

3 水質測定結果の記録・保存の義務違反（法第14条第1項）

過去の貴社による水質測定において、排水基準を超過したデータが適切に記録・保存されていなかった。（評価書 事案4）

4 事故時の応急措置の未実施、事故の届出の未提出（法第14条の2第1項）

余剰水が一時貯留する水槽からオーバーフローし、かつ、それにより排水基準を超過していながら、措置を講じておらず、事故の届出もされなかった。（評価書 事案3）

別紙2 講ずるべき対策

1 有害物質に関するリスク管理など十分な環境保全対策

- (1) 事業場内の施設について、効果的な点検の実施（評価書Ⅲ. 事案1. 2. (1)）
- (2) 脱硫液タンクについて、災害等を考慮した設備設計及び適切な維持管理の実施（評価書Ⅲ. 事案1. 2. (2)）
- (3) 着色水流出事案に関連した排水系統について、水質が適切な状態になるまで対策の継続実施（評価書Ⅲ. 事案1. 2. (3)）
- (4) 事業場内にある排水に起因するリスクの把握、災害・事故・故障を想定した対策の実施（評価書Ⅲ. 事案1. 2. (4) ほか）
- (5) 排水処理施設・計測装置等の維持管理の更なる徹底（評価書Ⅲ. 事案2. 2. (1) ほか）
- (6) シアンを含有している底泥の定期的な処理（評価書Ⅲ. 事案2. 2. (2) ほか）
- (7) 第4高炉に係る高炉ガスの処理水について、水量バランスの常時確認（評価書Ⅲ. 事案3. 2. (2)）
- (8) 第2高炉から発生する余剰水の全量を窒素低減処理する計画の早期実現（評価書Ⅲ. 事案5. 2. (1)）

2 コンプライアンス意識の向上、法及び協定の趣旨の理解

- (1) 根本的な意識改革の実施、組織体制の変化等に応じた継続的な教育内容の見直し（評価書Ⅲ. 事案2. 2. (4) ほか）
- (2) 事業場内の点検等について、点検項目の見直しなど内容を強化（評価書Ⅲ. 事案2. 2. (3)）

3 組織内外の連携と環境マネジメントシステムの改善

- (1) 上司・他部門・役員等とのリスク共有、操業部門に対する社内の第三者部門による定期的な監査等の実施（評価書Ⅲ. 事案2. 2. (5) ほか）
- (2) 貴社の社員のみならず、排水処理・水質測定に関わる関連会社に対する教育の実施及び委託状況の確認（評価書Ⅲ. 事案4. 2. (3) ほか）
- (3) 公害防止管理者の有資格者の育成等、公害防止組織の適切な運用（評価書Ⅲ. 事案4. 2. (4)）